

パキスタン・イスラム共和国

2022年8月4日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [辻 晃平](#)  
同 [富永千紘](#)

&lt;元となった調査報告書の作成者&gt;

調査日	2022年7月18日
法律事務所	Kabraji & Talibuddin
担当弁護士	Alizeh Bashir パートナー
連絡先	alizeh.bashir@kandtlaw.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 2016年電子犯罪防止法<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://na.gov.pk/uploads/documents/1472635250_246.pdf">https://na.gov.pk/uploads/documents/1472635250_246.pdf</a></li><li>- 施行状況：2016年8月19日施行</li><li>- 対象機関：民間部門</li><li>- 対象情報：「識別情報」（個人または情報システムを認証または特定し、データまたは情報システムへのアクセスを可能にする情報）</li></ul></li><li>■ 2017年情報アクセス権法<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://na.gov.pk/uploads/documents/1510039254_320.pdf">https://na.gov.pk/uploads/documents/1510039254_320.pdf</a></li><li>- 施行状況：2017年10月13日施行</li><li>- 対象機関：公的部門</li><li>- 対象情報：2017年情報アクセス権法は、公的機関が保有する情報に関する規定を定めているが、「個人情報」に関する定義規定は存在しない。</li></ul></li></ul> <p>また、法案段階のものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 2021年個人情報保護法案（以下「法案」）<ul style="list-style-type: none"><li>- URL : <a href="https://moitt.gov.pk/SiteImage/Downloads/Personal%20D">https://moitt.gov.pk/SiteImage/Downloads/Personal%20D</a></li></ul></li></ul>
------------------	--

	<p><a href="#">ata%20Protection%20Bill%202020%20Updated.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 施行状況：未施行</li> <li>- 対象機関：民間部門</li> <li>- 対象情報：「個人データ」（データ主体と直接的又は間接的に関連し、当該情報又はデータ管理者が保有する当該情報及びその他の情報から識別され又は識別可能なあらゆる情報をいい、あらゆる機微個人データを含む）及び「機微個人データ」（アクセス制御に関するデータ（ユーザー名及び／又はパスワード）、銀行口座、クレジットカード、デビットカード、その他の支払手段などの金融情報、パスポート、生体データ、身体的、心理的、精神的健康状態、医療記録、個人の民族性、宗教的信念に関する詳細、又は本法及びそれに基づく規則の目的のためのその他の情報に関するデータを意味し、これらを含む）</li> </ul> <p>個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2007年支払システム及び電子資金移動に関する法律（銀行分野に関する特別法） <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL：<a href="https://pakistancode.gov.pk/new/UY2FqaJw1-apaUY2Fqa-apaUY2FsaZY%3D-sg-jjjjjjjjjjjj">https://pakistancode.gov.pk/new/UY2FqaJw1-apaUY2Fqa-apaUY2FsaZY%3D-sg-jjjjjjjjjjjj</a></li> <li>- 施行状況：2007年7月1日</li> <li>- 対象機関：民間部門</li> <li>- 対象情報：「個人情報」に関する定義規定は存在しない。</li> </ul> </li> </ul>						
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし						
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="416 1682 1482 2011"> <tr> <td data-bbox="416 1682 804 1823">① 収集制限の原則</td> <td data-bbox="804 1682 1482 1823">該当する規定は不見当である。 もっとも、法案（未成立）には該当する規定が存在する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1823 804 1964">② データ内容の原則</td> <td data-bbox="804 1823 1482 1964">該当する規定は不見当である。 もっとも、法案（未成立）には該当する規定が存在する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1964 804 2011">③ 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="804 1964 1482 2011">該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。 もっとも、法案（未成立）には該当する規定が存在する。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。 もっとも、法案（未成立）には該当する規定が存在する。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。 もっとも、法案（未成立）には該当する規定が存在する。						
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。 もっとも、法案（未成立）には該当する規定が存在する。						
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。						

		もともと、法案（未成立）には該当する規定が存在する。
	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。 もともと、法案（未成立）には該当する規定が存在する。
	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。 もともと、法案（未成立）には該当する規定が存在する。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。 もともと、法案（未成立）には該当する規定が存在する。
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。 もともと、法案（未成立）には該当する規定が存在する。
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。 もともと、法案（未成立）には該当する規定が存在する。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- パキスタンの証拠法であるQanun-e-Shahadat Order 1984は、特定の個人データを公文書とみなし、政府のアクセスを認めている。</li> </ul> </li> </ul>	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)